

「夏見台小学校いじめ防止基本方針」

いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条）

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

児童は、いじめを行ってはならない。いじめあるいはいじめと思われる行為を見つけた場合、速やかに教職員および保護者に知らせる。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、教師の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言）や体罰がいじめを助長する可能性があることを全職員が認識し、自己の指導方法を常に振り返り、向上させていく。

（保護者の責務）

保護者は、児童の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行う。また、日頃から児童の様子について注意深く観察し、児童がいじめを受けた場合、あるいはその疑い、心配がある場合について、児童の心身に寄り添い、学校と連携して解決していく。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、児童会を中心とした「いじめ撲滅宣言」等、児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため啓発に努める。
- ・児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から受容的態度で児童に接し、共感的人間関係育成に努める。
- ・特別支援学級との交流を深め人権教育を推進する。

- ・職員が一丸となり「授業作り」「集団作り」を実践し、規律・学力・自己有用感を重視し、児童の居場所作りに努める。
- ・学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

②いじめの早期発見の措置

- ・いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的なアンケートを年3回以上実施する他、教育相談日を週1回火曜日に設ける。(実施できない時は別の日に設定する)
- ・学年会、生徒指導部会等で学級や学年間の連絡を密にし、学校全体で児童を見ていく体制をつくり、情報の共有化を図る。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

⑤いじめ防止対策に関する啓発活動

- ・夏見台小学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載するとともに、家庭や児童への資料の提供や相談窓口の周知につとめる。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、

以下の機能を担う「いじめ対策実行委員会(兼 生徒指導部会)」を設置する。

〈 構 成 員 〉 校長(いじめ対策実行委員会開催時)、教頭、生徒指導主任、生徒指導部会担当、養護教諭
 〈 活 動 〉

- ・アンケート調査、分析並びに教育相談に関すること。
- ・いじめの予防に関する教育活動、活動の取り組み。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・「学校いじめ防止基本方針」が機能しているかを点検、見直しをする。

〈 開 催 〉 基本的に生徒指導部会と兼ねる形で月に一度、定例会を行うが、いじめ事案発生時はいじめ対策実行委員会として緊急開催とする。

(緊急開催の場合は当該学年主任、教務主任、必要に応じてスクールカウンセラーも加わる)

〈 連 絡 体 制 〉 発見者→【担任→学年主任→生徒指導主任→教頭(実行委員会)】→校長→教育委員会

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに慎重に事実の有無の確認を行い、初期の対応を的確に行う。
- ・いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するためS Cを活用するなどいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめに関しては、教育委員会及び所轄警察署等と連絡して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、迅速且つ適切に対応する。
- ③いじめ対策実行委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加える。

- ・いじめの未然防止と早期発見・対応に関する取り組みに関すること。

(5) 令和8年度いじめ防止対策年間計画

	活 動	関 連 行 事	備 考
4月	○夏見っ子の約束の確認 ○いじめ問題への対応に関する共通理解	○学区訪問 ○学級懇談会	・引き継ぎ事項の確認 ・登校日の児童の様子を把握
5月	○定例会での情報共有	○運動会	
6月	○定例会での情報共有 ○児童対象いじめアンケートの実施	○授業参観 ○修学旅行（6年生）	
7月	○定例会での情報共有 ○アンケート結果の分析と報告	○修学旅行（6年生）	
8月			
9月	○定例会での情報共有	○人権擁護委員会による 人権学習（3年生）	・夏休み明けの児童の様子を把握
10月	○前期終了（反省） 後期開始 ○定例会での情報共有	○個人面談 ○一宮宿泊学習 （5年生） ○夏見っ子仲良し運動	
11月	○定例会での情報共有 ○児童対象いじめアンケートの実施	○土曜参観	
12月	○定例会での情報共有 ○アンケート結果の分析と報告		
1月	○定例会での情報共有		・冬休み明けの児童の様子を把握
2月	○定例会での情報共有 ○児童対象いじめアンケートの実施	○授業参観・懇談会 ○6年生を送る会	
3月	○アンケート結果の分析と報告 ○1年間のまとめ ○中学校への引き継ぎ資料の作成 ○次年度に向けて引き継ぎ資料の作成	○卒業式	

★年間計画内の関連行事は変更になる場合があります

◎緊急時相談窓口

学校窓口（教頭、生徒指導主任、養護教諭） 047-438-2000（月～金）8：00～17：00

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（24時間）

船橋市青少年センター 057-431-3749（月～金）9：00～17：00

船橋市総合教育センター 047-422-7734（月～金）9：00～17：00

京葉地区少年センター 047-422-8709（月～金）8：30～17：00